

向日が丘支援学校改築基本構想検討会議資料

(第3回)

資料1 … 前回までの会議における意見

- (1) 第1回会議意見概要
- (2) 第2回会議意見概要

資料2 … 共生型地域づくりの核にふさわしい整備の方向性

- (1) 第3回会議における論点整理
- (2) 教職員対象アンケートの結果概要
- (3) 保護者対象アンケートの結果概要

資料3 … 本会議における意見のとりまとめについて

- (1) 学校と福祉施設の一体的整備を目指した方向性
- (2) 特別支援学校に必要となる校舎等の施設
- (3) 改築基本構想の構成案

参考資料

平成31年1月15日
京都府教育庁指導部特別支援教育課

資料 1

前回までの会議における意見

■ 第1回会議における意見

【1 改築に期待するもの】

- (ア) 学校は、児童生徒がほとんどの時間そこで生活をする場所であり、「特別支援教育を推進し、様々な児童生徒に対応した教育環境の整備」「文化やスポーツ、地域の歴史やコミュニティを学ぶ活動拠点の整備」の2点をまずは充実させてほしい。
- (イ) 限りある予算の中で、過大な施設設備を整備するのではなく、どのように教職員が使っていくのかというソフト面を考えなくてはならない。
- (ウ) 安全面を確保しながら、地域との交流を深めていただきたい。その上で、災害時に帰宅困難になった場合、また避難所になった場合等を想定した視点も取り入れてほしい。
- (エ) 生きていくための力を地域ぐるみで付けていくために、小中学校との連携も大切にしてほしい。教育相談、カウンセリング活動についても、充実させてほしい。
- (オ) 子どもたちの進路として、就労を含めた将来の見通しを保護者の方は考えておられる。施設設備だけではなく教育課程を整えていく中で、そうした進路面での不安を払拭できる支援学校を実現してほしい。

【2 学校と福祉との連携について】

- (ア) 障害者福祉の分野では、地域生活を支える拠点が求められており、教育と福祉の連携を密にした複合的な施設が必要である。また、福祉人材が不足しており、学校と連携して育成できるような機能を持たせることはできないか。
- (イ) 以前は施設の中で暮らしていた障害者が、今は地域で暮らすようになってきている。その生活を支援できるよう、教育と福祉がそれぞれの役割を果たしていくける施設・整備としてほしい。

<第2回会議の進め方について>

各委員からお示しいただいた御意見、向日が丘支援学校の「目指す学校像」を踏まえた具体的な検討を進めることとする。

■ 第2回会議における意見

(1) 教育活動について

- (ア) 宇治支援学校に寄宿舎はないが、生活学習室を活用した宿泊学習や修学旅行前の事前学習など、望ましい生活習慣が着実に身につけられるよう、保護者の協力も得ながら一定の期間、丁寧に学習活動を行っている。学校卒業後の社会的自立に向けた生活する力を学ぶ学習環境として充実しており、宿泊訓練や機能訓練などを将来にわたって維持していくには福祉施設の役割も大きいと感じる
- (イ) 子どもたちの様々な体験や可能性を広げるためにも、地域の人々や伝統文化とのふれあいは大事であると感じており、交流し、発表する場が必要である。
- (ウ) 医療的ケアが必要で、障害が重度であっても地域で生活されている方が増えてきており、具体的な支援について盛り込んでほしい。

(2) 地域における学校の役割について

- (ア) 寄宿舎については、現状としては、緊急対応が必要な場合に利用している実態があるので、福祉の側からは、寄宿舎がどうなるのかという不安がある。ただ、福祉の方でも、自立訓練や生活訓練、機能訓練のサービスがあり、また体験型グループホームもあるので、教育から福祉につなぐものが向日が丘支援学校でできればと思う。
- (イ) 障害者スポーツができる施設がなくて困っているという話を聞くので、卒業生だけでなく障害のない地域の方も含めて、支援学校の体育館を利活用できるようになれば、地域共生の入り口になると思う。
- (ウ) 地域の方とふれあい、自身の可能性を広げるために、宇治支援学校の音楽堂のように地域との交流が広められる施設がほしい。
- (エ) 大規模な災害時等には、障害のある方々がより安全に福祉避難所として活用できるのではないか。
- (オ) 学校周辺が非常に自然が豊かで散歩コースもあるところなので、展示スペース等ちょっと立ち寄れるような施設があれば、一般の方が行き交う場所になり、共生に繋がっていくのではないか。
- (カ) 休日・時間外の管理を学校が行うのではなく、委託することや、施設の配置を考える等して地域の方が入りやすい工夫をしてほしい。
- (キ) 地域に開かれた学校としながら、防犯上、子どもを守ることが課題となる。ハード面で工夫するのか、地域住民による見守り体制の構築なのかは、今後の検討事項となる。

資料 2

共生型地域づくりの核に ふさわしい整備の方向性

■ 共生型地域づくりの核にふさわしい整備の方向性

1 「教育活動について」の主な意見と論点

○様々な児童生徒に対応した教育環境

- ・時代のニーズにあった使いやすい学校だけではなく、地域とともに子どもたちを育てていく観点を持った教育の充実へ
- ・様々な体験による生活する力、就労に繋がる力など、社会的自立に向けた教育
- ・生活宿泊訓練や機能訓練などの福祉施設との連携
- ・屋内プールなど、重度障害のある子どもが体で体験できる施設環境
- ・本物に触れる体験を重視した教育活動の実施

○文化やスポーツ、地域の歴史やコミュニティを学ぶ活動拠点

- ・様々な体験ができ、児童生徒の可能性を広げられる地域との交流を進める施設
- ・児童生徒はもとより、地域とともにスポーツ活動を行える規模の体育施設

2 「地域における学校の役割について」の主な意見と論点

○支援学校と共生型福祉施設が一つの施設として機能し、生涯にわたる切れ目のない支援が可能となること。

- ・共生社会の実現と児童生徒の社会的自立を目指す、人間性豊かな人生の歩みを支援できる新たな学校
- ・教育施設・福祉施設のそれぞれの役割を果たしつつ、隣接する施設機能を生かし、地域で支える仕組みの整備や交流機会を創出
- ・卒業後の進路も含めた総合的な連携体制の構築

○様々な相談、自立・生活・機能訓練、就労支援、短期緊急入所といった場面で教育と福祉の支援が相互に繋がること。

- ・福祉サービスで行っている様々な訓練、体験型グループホームの設置と連携
- ・緊急対応ができる短期入所施設の設置など保護者の負担軽減

○地域の方々が入りやすく、日常的に立ち寄れる場とすること。

- ・就労支援カフェやレストランなど、人が行き交う地域に開かれた場であること
- ・体育館を開放するなど、障害者スポーツに多くの人が触れられる機会を創出
- ・休日も含めた地域資源として活用可能となる配置や管理

■ 第3回会議における論点整理

論点1 福祉施設と特別支援学校との連携を進めるための検討と分析

- (1) 教育現場の立場、福祉現場の立場からの課題と児童生徒や保護者のニーズ
- (2) 支援学校と福祉施設の効果的な連携を考えていくために重視すべき方向性
 - ① 向日が丘支援学校に求められる役割と充実を図るべき機能
 - ② 共生型福祉施設で提供が望まれる福祉サービスの機能

論点2 改築基本構想の構成、記載すべき内容とその観点

- (1) 連携と地域交流を意識した一体的な改築整備の考え方
- (2) 改築基本構想をまとめたて記載すべき事項

改築基本構想検討に向けた教職員アンケート集約

1 提出数 45名（向日が丘支援学校の教職員）

2 特徴的な意見

(1) 総論

総論として以下の点で意見を得ることができた。

- ① 自立と社会参加に向けた力を付けるための学習環境整備の必要性
- ② 多様な児童生徒の教育的ニーズに応じた学習環境整備の必要性
- ③ 体育的取組や文化的取組等をとおして地域社会と交流・協働できる学習環境整備の必要性
- ④ I C T 教育推進の基盤となる学習環境整備の必要性
- ⑤ 生涯にわたる継続した支援を可能とする連携協働の拠点としての整備

(2) 各論（相反する意見を含む）

①自立と社会参加に向けた力を付けるための学習環境整備の必要性

- ・社会の動きや技能検定に対応する作業室の整備（カフェ、レストラン等）
- ・地域産業との協働を可能とする作業室の整備（竹加工工房など）
- ・生活を学ぶ場としての寄宿舎の継続設置
- ・学級単位での宿泊を可能とする生活自立トレーニングルームの整備
- ・生活訓練やショートステイに利用できる機能の整備
- ・更衣室の整備

②多様な児童生徒の教育的ニーズに応じた学習環境整備の必要性

- ・多様な授業に対応できる多目的室の整備
- ・雨天時の乗降に無理のないバスターミナル、保護者送迎スペースの整備
- ・肢体不自由のある児童生徒の移動のためにリフト用レール及び天井走行式リフトの整備
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が安心安全に、また快適に学べる学習環境の整備
- ・余剰のある収納スペースの必要性

③体育的取組や文化的取組等をとおして地域社会と交流・協働できる学習環境整備の必要性

- ・共用スペースに公園などの憩いの場の整備
- ・障害者スポーツの大会開催が可能な程度の大きな体育館の整備
- ・各種講演会、音楽鑑賞会等を可能とするホールの整備
- ・開放型プラネタリウム等の設置
- ・コンビニ等の導入による社会化
- ・防災の拠点としての整備

- ・体育館やプールは地域のものを活用すべき
- ・寄宿舎入舍対象者の拡充（特別支援学級児童生徒）

④ I C T 教育推進の基盤となる学習環境整備の必要性

- ・校内インターネットの整備
- ・校内 Wi-Fi 環境の整備
- ・各教室への電子黒板、プロジェクターの整備

⑤生涯にわたる継続した支援を可能とする連携協働の拠点としての整備

- ・コミュニティスクールの実施
- ・地域への施設開放の実施
- ・コミュニティルームの整備
- ・様々な相談機能の集中、P T、O T、S T等の専門家の配置

改築基本構想検討に向けた保護者アンケート集約

1 提出数 43名（向日が丘支援学校児童生徒の保護者）

2 特徴的な意見

（1）総論

総論として以下の点で意見を得ることができた。

- ① 学校の明るいイメージの発信
- ② 自立と社会参加に向けた力を付けるための学習環境整備の必要性
- ③ 障害にあった教室環境及び安心安全に対応した学習環境整備の必要性
- ④ 体育的取組や文化的取組等をとおして地域社会と交流・協働できる学習環境整備の必要性
- ⑤ I C T 教育推進の基盤となる学習環境整備等の必要性
- ⑥ 生涯にわたる継続した支援を可能とする連携協働の拠点としての整備

（2）各論

①学校の明るいイメージの発信

- ・印象の良い門扉、明るい校舎の色（誰でも入っていける印象づくり）
- ・地域の方が気軽に集えるような公園等の設置

②自立と社会参加に向けた力を付けるための学習環境整備の必要性

- ・一年を通して活用できる屋内温水プールや機械浴ができる運動機能室の充実
- ・農業、木工、陶工等の作業室、調理やメンテナンスを実践的に学べる環境の整備
- ・具体的な職業を意識したコースの設置、ヘルパー養成コースなど福祉施設での実習とともに支え合える環境整備
- ・就労しない子も楽しみながら学べる環境
- ・将来の社会的自立を目指す機関としての寄宿舎の継続発展
- ・卒業後に生きる生活を学ぶための生活訓練室の設置

③障害にあった教室環境及び安心安全に対応した学習環境整備の必要性

- ・車イスを想定したスペース、自分で手洗いや歯磨きなどができる教室環境
- ・介助者にも優しい工夫と配慮がある環境の整備
- ・火災、災害時の安全、円滑な救急対応への配慮
- ・医療的ケアが必要な子どもたちへの万全な体制
- ・緊急時のショートステイ機能を持った施設の設置（転校せずに通える）
- ・改築工事中における児童生徒の学びへの影響と安全の確保

④体育的取組や文化的取組等をとおして地域社会と交流・協働できる学習環境整備の必要性

- ・乙訓地区の障害者スポーツ大会や中学校との合同スポーツ大会の開催など、地域の障害者スポーツセンターとしての機能を併せ持った体育馆
- ・職業訓練の場とできる販売、接客、展示スペースのあるカフェの開設
- ・地域での就労を視野に入れた地場産業との連携
- ・放課後部活動の多様な展開を通した地域交流
- ・音楽鑑賞等を地域からの参加も得て行なうことを可能とするようなホール

⑤ICT教育推進の基盤となる学習環境整備等の必要性

- ・タブレット等を使った保護者との日常的な連携システム（連絡帳に替わるもの）
- ・校内ネットワーク環境の配備の必要性

⑥生涯にわたる継続した支援を可能とする連携協働の拠点としての整備

- ・卒業後も本人や家族を支える福祉サービス充実の拠点
- ・保護者支援のための機関としての寄宿舎の継続発展
- ・寄宿舎が担ってきた緊急時の利用ができる入所施設
- ・手帳取得・更新手続き、発達相談、就学前療育、就学相談等が一元的に受け付けられる場所
- ・支援機関毎に作成されるカルテや連絡帳などを円滑に引継ぎ、各機関が共有するシステムの構築
- ・卒業後にも利用できる自立支援のための寄宿舎のような宿泊練習の施設
- ・コーディネーター、NPO、企業等による就労支援ネットワーク

⑦その他

- ・障害者への理解は十分でなく、地域に理解いただけるような啓発活動の拠点
- ・災害時の障害児者の避難先として対応できる施設
- ・休日や夜間にも活用できる施設

資料 3

本会議における意見の とりまとめについて

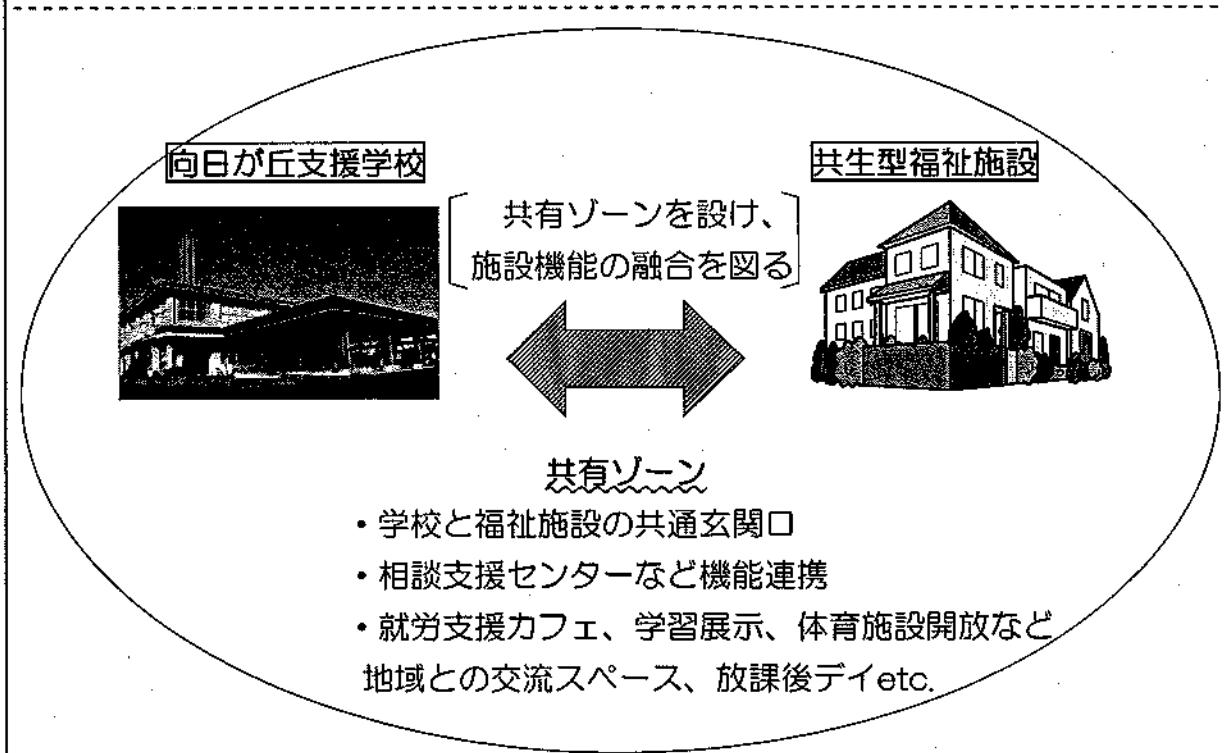
■ 一体的整備を目指した方向性

1 これまでの意見を踏まえた整備イメージ

○教育施設、福祉施設のそれぞれの機能と役割を果たしつつ、地域の方々に開かれたエリアにある一つの施設として、改築整備を進めていく必要がある。

○施設利用者の安全対策を徹底するとともに、災害時の福祉避難施設としての活用を進める必要がある。

○地域資源として開放していく施設や、連携の充実強化が求められる相談機能などをエリアの中心とした計画とすることが望ましい。



※具体的な計画を検討するにあたっては、支援学校と福祉施設の設置者が異なることから、さまざまな法令、制度上の制約を含め、府と長岡京市との間で敷地範囲や位置関係等を含めた検討と調整が別途必要となる。

※長岡京市共生型福祉施設構想において提供される福祉サービスは検討中であり、現時点未定である。

■ 特別支援学校に必要となる校舎等の施設

1 教育活動等で求められる主な施設

○教育活動

児童生徒の主体的な活動を支援する施設

- ・多様な学習形態、弾力的な集団による活動可能な教室
(普通教室、特別教室、図書室、視聴覚室、プレイルームなど)
- ・自立活動の推進のための教室(各種訓練室など)
- ・進路相談や職業に関する教室(窯業、木工、縫製、清掃等の専門的教室)
- ・伝統文化や国際理解に関する教室
- ・地域への学習発表、小中高校との交流に関する教室

カウンセリング機能(保健室、教育相談室など)

体育施設(体育館、屋外運動場、プールなど)

○児童生徒の生活の場としての施設(ランチルーム、談話室など)

○地域の教育機関や福祉サービスとの連携支援を行う施設(地域支援センター、検査室、相談室など)

○学校の管理運営を行う施設(職員室、事務室などの管理諸室)

2 充実や工夫が求められる機能

○増加傾向が続く特別支援学校への進学希望者を見込んだ適切な教室数の整備

○将来の就労に繋がる職業訓練として、販売、接客などが行える実習施設の充実

○ICT環境の整備等による新しい教育環境への対応

○医療的ケアなどの様々な子どもの状態に配慮した校舎と教室の環境

○地域とともに様々な障害者スポーツに取り組むことができる体育施設とその開放

○自立訓練、機能訓練、生活訓練、就学相談、就労支援等における福祉サービスとの連携の充実

○火災、災害などの際にも安全に避難が行える施設の工夫

○放課後デイ、緊急時のショートステイなどによる保護者負担軽減のための福祉サービスとの連携の工夫

○休日を含めて学校施設・共生型福祉施設を地域の方が利用できる工夫

※改築基本構想では、基本となる方針やその考え方を定めます。

具体的な校舎配置、教室配置等は、改築基本構想策定後に行う基本計画・設計において詳細を検討していきます。

■ 改築基本構想の構成案

1 向日が丘支援学校の現況

- ・時代に応じた教育活動を充実に向けた課題
- ・改築整備の前提となる敷地・校舎等の状態

2 新しい向日が丘支援学校に求められる機能

(1) 特別支援教育を推進し、様々な児童生徒に対応した教育環境の整備

- ①様々な障害特性のある児童生徒が主体的に参加できる個に応じた学習環境
- ②学校卒業後の社会的自立に向けた、生活する力、就労につながる意欲・態度・技能等を学ぶ学習環境
- ③ICT環境の整備等による新しい教育環境
- ④医療的ケア児への適切な対応など、安心安全な学習環境

(2) 文化やスポーツ、地域の歴史やコミュニティを学ぶ活動拠点の整備

- ①地域の小中学校や福祉施設等との交流、共同学習を通じた共生社会を育む場
- ②伝統文化や地域の産業に触れ、伝える場
- ③障害者スポーツの地域拠点となるグラウンドや体育施設、障害者技能検定会場としても活用できるフレキシブルな体育館

(3) 共生型社会の実現に向けた地域、福祉等関係者との連携体制の整備

- ①就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の充実
- ②支援関係機関をつなぐ横断的なカウンセリング機能の充実
- ③長岡京市における共生型福祉施設構想との連携
- ④災害発生時の障害に配慮した避難所等の防災拠点

(4) 地域の核を担う開かれた特別支援学校の実現

- ①コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の活用
- ②地域住民や障害者等のつどいの場
- ③保護者やボランティア、NPO法人等との交流の場
- ④障害者の生涯学習拠点としての場

3 改築整備の基本方針

(1) 目指す学校像とその実現に必要な施設

→ 今日的な特別支援教育ニーズに対応する方針

(2) 学校と福祉施設が有機的に繋がり地域拠点となるゾーニング

→ 長岡京市共生型福祉施設との連携と一体整備に関する方針

參考資料

■ 施設機能/教育活動

○教育環境の充実に向けた基本方針

- ・乙訓地域における特別支援教育の中心的な役割を担う学校として、地域や福祉との連携や重複障害を持つ児童生徒への対応など、ニーズの変化がある中、校舎の老朽化対策と併せて、充実した教育環境整備が大きな課題
- ・現在の校舎は、京都初の肢体不自由の養護学校として開校した経過もあり、職業訓練や生活学習を支援する諸室等が、近年整備をした特別支援学校と比較すると、十分とはいえない状況

(H28.3府議会予算特別委員会総括質疑 教育長答弁)

施設面での現状と課題（他校との比較）

府立特別支援学校施設規模面積の比較

(平成29年度施設台帳より)

区分\学校名	向日が丘	宇治	八幡	舞鶴	中丹	南山城	丹波	与謝の海	全体平均
建物敷地	24,302m ²	18,279m ²	14,378m ²	24,878m ²	13,309m ²	10,543m ²	26,974m ²	25,873m ²	19,817m ²
運動場	3,823m ²	4,142m ²	10,463m ²	4,343m ²	7,357m ²	2,900m ²	6,883m ²	3,398m ²	5,413m ²
その他		240m ²				820m ²			530m ²
小計①(校地面積)	28,125m ²	22,661m ²	24,841m ²	29,221m ²	20,666m ²	14,263m ²	33,857m ²	29,269m ²	25,363m ²
校舎	6,658m ²	12,818m ²	11,335m ²	9,830m ²	6,043m ²	9,025m ²	7,886m ²	8,317m ²	8,989m ²
屋内体育館	384m ²	1,066m ²	480m ²	618m ²	521m ²	499m ²	495m ²	758m ²	603m ²
寄宿舎	1,411m ²						1,549m ²	1,893m ²	1,618m ²
小計②(建物面積)	8,453m ²	13,884m ²	11,815m ²	10,448m ²	6,564m ²	9,524m ²	9,930m ²	10,968m ²	10,198m ²
開校年	昭和42年 (1967)	平成23年 (2011)	平成22年 (2010)	平成17年 (2005)	昭和59年 (1984)	昭和56年 (1981)	昭和53年 (1979)	昭和44年 (1969)	
築年数	51年	7年	8年	13年	34年	37年	40年	48年	

※空欄は全体平均計算に含まない

向日が丘支援学校校舎等の特徴や課題

○校地

- ・管理棟等の一部を除き平屋建ての校舎等で構成されている。
- ・比較的広い校地を有しているが、校舎や体育施設の面積規模は小さい。

○普通教室・特別教室、体育施設

- ・近年の児童生徒数の増加に伴い、一部の特別教室を普通教室に転用するなどの対応を行っており、教室数が十分とはいえない。
- ・生活学習や各種訓練など自立活動や職業教育に関する教室不足が生じている。
- ・運動場、体育館及びプールとも比較的小規模となっている。

○寄宿舎

- ・遠隔地居住者や心身の状況のため、交通機関やスクールバスでの通学が困難な児童生徒を対象として設置している（※土日祝・学校休業日は閉舍）

○地域支援センター

- ・乙訓地域の幼小中高校の教職員、障害のある児童生徒やその保護者等を対象に教育相談、研修支援を実施

京都府立向日が丘支援学校を目指す学校像

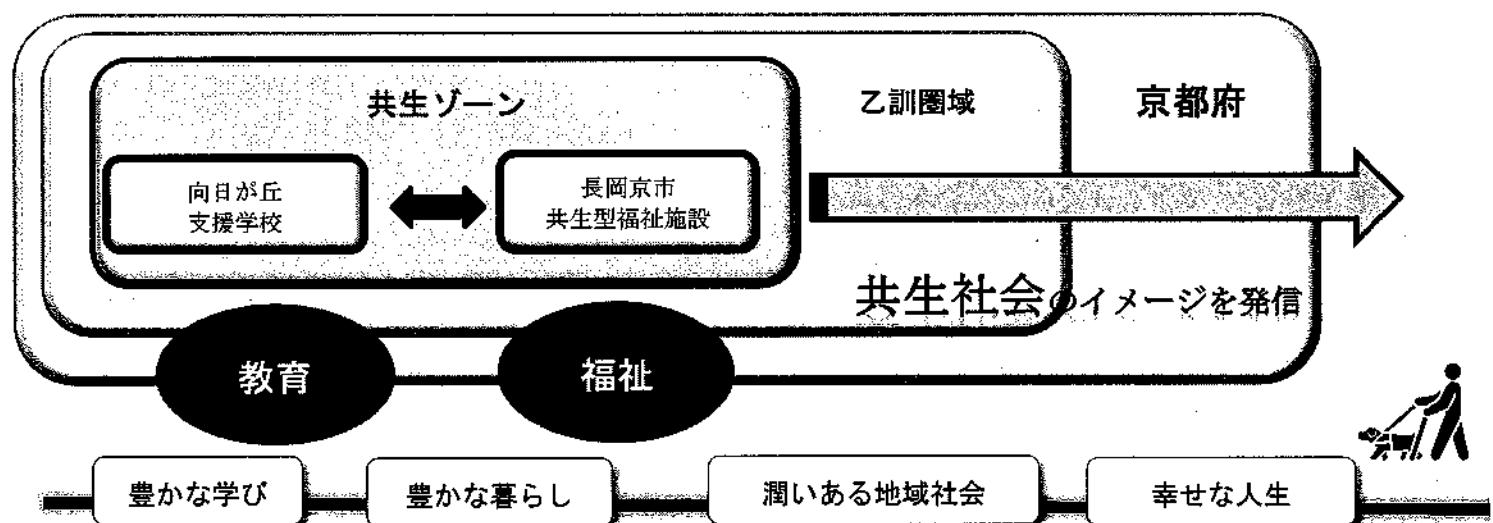
京都府立向日が丘支援学校長

52年前に「夢と希望の学校」として生まれた向日が丘支援学校の教育を受け継ぎ、変化していく社会の中で、共生社会の担い手となる子どもたちを育む学校として更に発展させていくという観点から、以下のように「目指す学校像」を考察した。

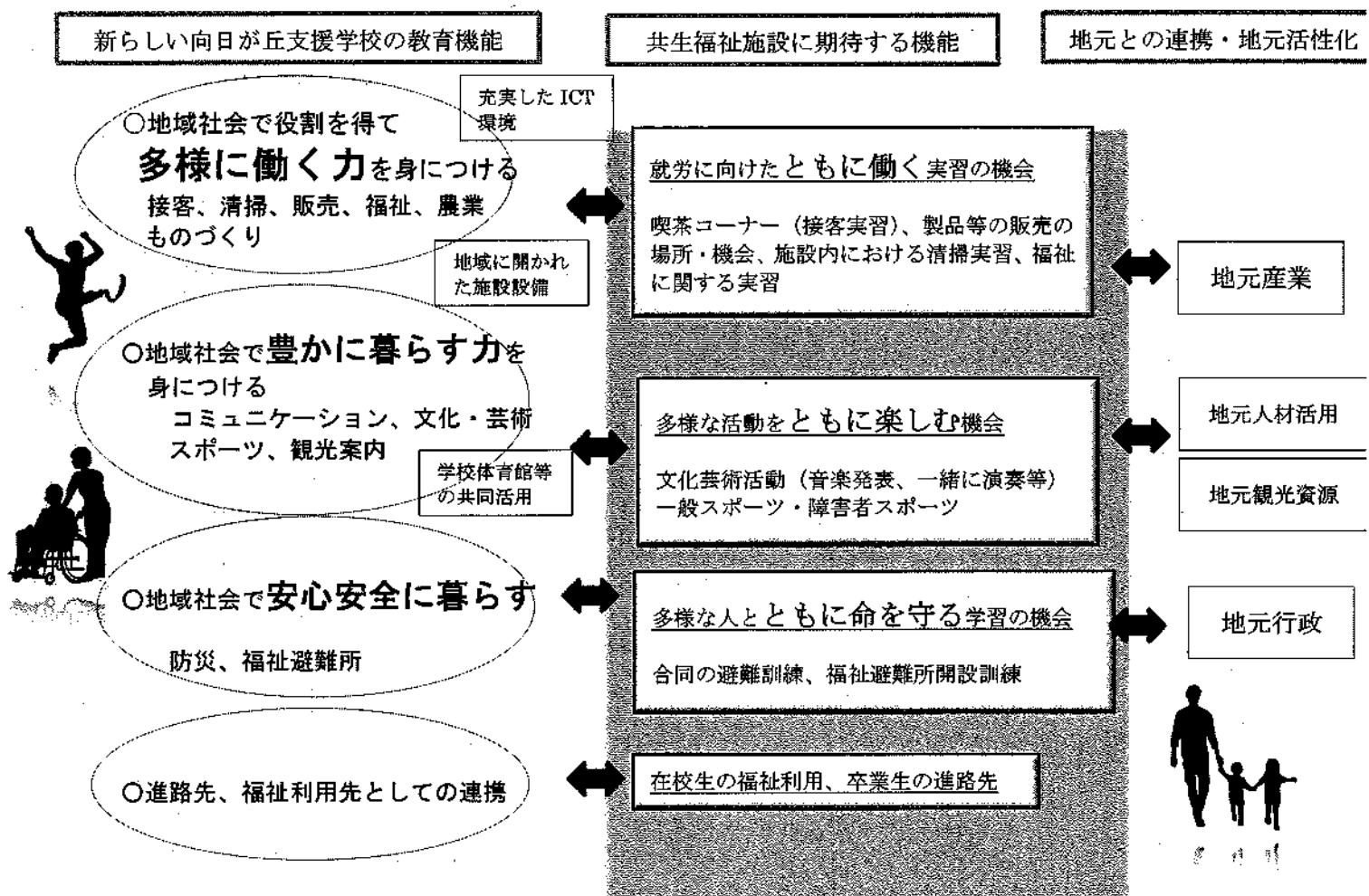
1 改築後の向日が丘支援学校が目指したい姿

「地域社会とともにあり、地域社会に貢献する特別支援学校」

～これから地域社会にとって、なくてはならない学校～



2 可能性溢れる学びの姿 ~全ての教育が地域社会とともににある~



◎第2回検討テーマ（1）教育活動について

1 特別支援教育を推進し、様々な児童生徒に対応した教育環境の整備

①様々な障害特性のある児童生徒が主体的に参加できる個に応じた学習環境

取組例：ICT機器の活用など、個々の障害特性に応じた学びの充実

活用例：大型提示装置、タブレット端末を活用した授業や発表会

コミュニケーションやルールを学ぶプレイルームの充実

②学校卒業後の社会的自立に向けた、生活する力、就労につながる意欲・態度・

技能等を学ぶ学習環境

取組例：児童生徒が学校卒業後も生活していくために必要な力を育成

高等部生徒の企業就労につながる活動、キャリア教育の充実

活用例：機能訓練や生活宿泊訓練、水泳訓練等の機能充実

清掃実習、販売・接客実習など就労につながる関連諸室

近隣店舗や施設での接客販売実習や清掃実習などの職場体験

③医療的ケア児への適切な対応など、安心安全な学習環境

取組例：医療福祉等関係機関と連携した安全管理体制の徹底

活用例：医療的ケアや様々な子どもの状態に配慮した教室機能の付加や動線

2 文化やスポーツ、地域の歴史やコミュニティを学ぶ活動拠点の整備

①地域の小中学校や福祉施設等との交流、共同学習を通じた共生社会を育む場

取組例：共同交流絵画展の開催、合唱や音楽活動による交流

活用例：多目的に使用できる交流学習ルームの設置

②伝統文化や地域の産業を触れ、伝える場

取組例：日本の伝統文化を学ぶとともに、地域住民や企業との交流

活用例：地元企業の見学や出前授業、学習成果の展示スペース

茶道など伝統文化を体験する和室等

③障害者スポーツの地域拠点となるグラウンドや体育施設、障害者技能検定会場

としても活用できるフレキシブルな体育館

取組例：障害者のための生涯スポーツ大会や京しごと技能検定の会場など、児童生徒が集い交流や発信、社会参加に取り組む機会を充実

活用例：様々な障害者スポーツに取り組める体育施設

（ソフトボール、ミニサッカー、ボッチャや卓球など）

◎第2回検討テーマ (2) 地域における学校の役割について

3 共生型社会の実現に向けた地域、福祉等関係者との連携体制の整備

①就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の充実

取組例：地域支援センターによる医療や福祉との連携強化

活用例：小中高校への巡回相談、発達相談や研修支援の充実

②支援関係機関をつなぐ横断的なカウンセリング機能の充実

取組例：児童生徒や保護者等との教育相談活動の充実

活用例：移行支援シートの作成と活用の促進、教育相談室等の充実

③長岡京市における共生型福祉施設構想との連携

取組例：特別支援教育と福祉サービスによる生涯を通じた支援の具体化

活用例：保護者が子育てに感じる将来不安の解消

④災害発生時の障害に配慮した避難所等の防災拠点

取組例：学校だけではなくエリア全体で対応する防災計画の共同策定

活用例：災害時の福祉避難所として、関係機関と連携した避難訓練等の実施

4 地域の核を担う開かれた特別支援学校の実現

①コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の活用

取組例：学校と地域住民等が力を合わせる学校運営制度への移行

活用例：学校と保護者や地域住民、福祉等関係機関と協働した地域とともにあ
る学校の実現

②地域住民や障害者等のつどいの場

取組例：生徒等が接客を行う喫茶店など地域住民が学校に訪れる機会を創出

活用例：交流カフェや学校製作品定期販売コーナーの設置

③保護者やボランティア、NPO法人等との交流の場

取組例：学校や福祉施設と協働する地域人材の養成

活用例：保護者へのレスパイトケア支援、交流相談ルームの設置

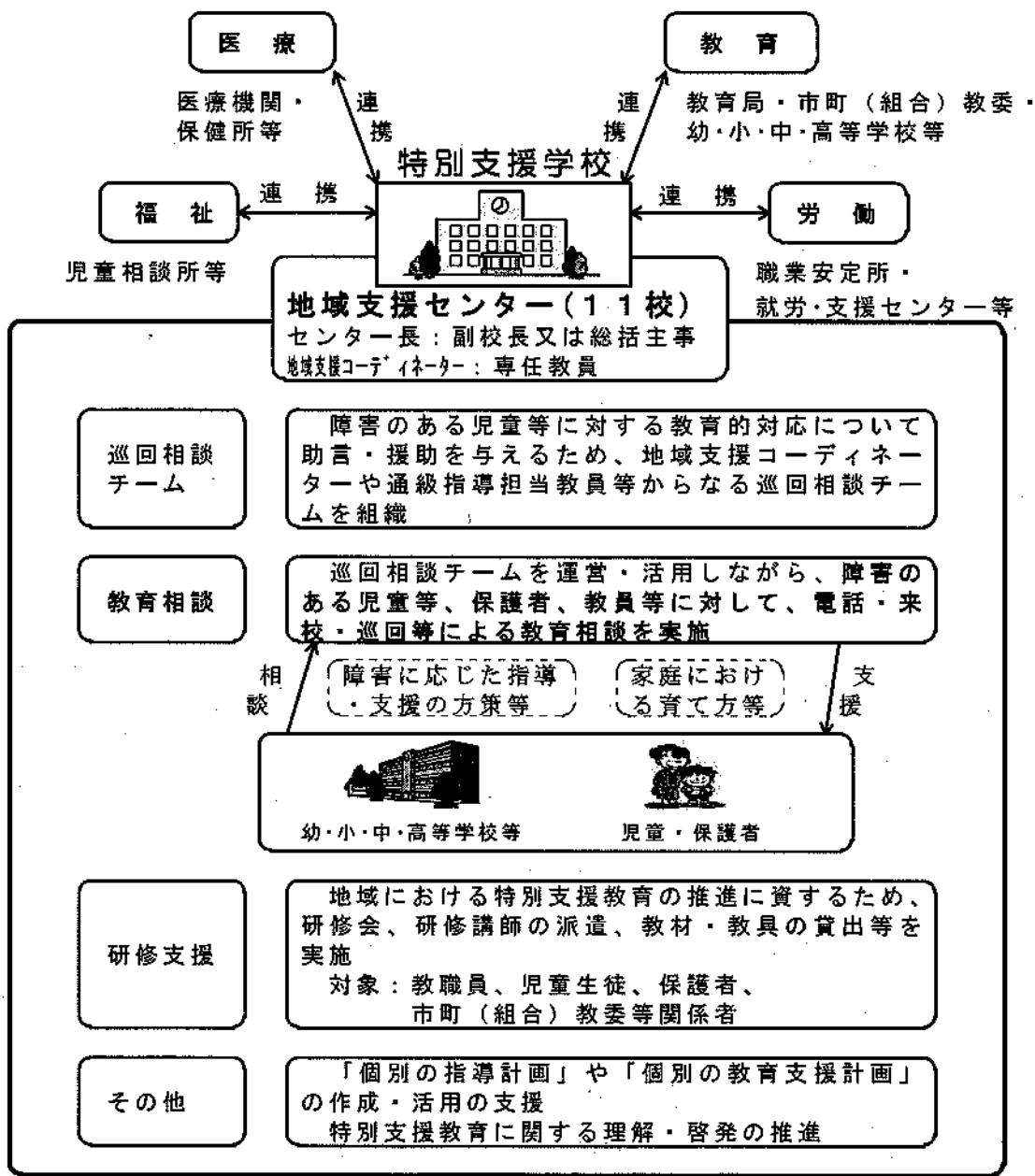
④障害者の生涯学習拠点としての場

取組例：NPO法人等による障害者向けICT教室の開催や体育施設開放など

活用例：地域生涯学習ルームの設置

車椅子バスケなどパラスポーツ競技が練習可能な体育館

各特別支援学校 地域支援センターの概要



(参考)

- ◆ 学校教育法第74条（平成19年4月1日施行）

「特別支援学校においては、～幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、障害のある児童又は生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」
- ◆ 特別支援教育の推進（平成19年4月1日：文部科学省初等中等教育局長通知）

「特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること（地域における特別支援教育のセンター的機能）。」

【参考】 福祉施設が提供するサービスの比較

施設種別	内 容	対象者	入所機能 (緊急対応の機能)		府内 既存施設例
			通年入所	短期入所	
老人福祉センター(A型)	地域の高齢者(原則60歳以上の人)に対して、無料や低料金で、各種相談に応じたり、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与したりするなど、豊かな地域生活を営むことを目的に設置し、生活相談や就労指導、機能回復訓練などをを行う。	高齢者	—	—	長岡京市老人福祉センター竹寿苑(長岡京市)
生活支援 障害者支援施設	障害のある人に対して、主として夜間に入浴・排泄・食事等の介護などの支援(施設入所支援)を行うとともに、日中にも生活介護・自立訓練・就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する。 夜間の支援:施設入所支援 日中の支援:生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、施設入所支援	障害者 (18歳以上)	○	○ (併設短期入所:障害児が利用することも可)	心身障害者福祉センター(城陽市)、京都市大原野の杜(京都市)
発達支援 児童発達支援センター(福祉型)(医療型)	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など(児童発達支援) 保育所など子供たちが集団生活を送る施設に通う障がいを持つ児童の施設を訪問し、その施設における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などをを行う(保育所等訪問支援)	障害児 (未就学児)	—	—	府立こども発達支援センター(京田辺市)、児童発達支援センターこぐま園(上京区)
児童入所機能 障害児入所施設(福祉型)(医療型)	障害を有する児童に対し、入所により以下の支援を実施 ・日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・コミュニケーションの支援 ・食事・排せつ・入浴などの介護 ・治療(医療型)	障害児 (18歳未満) (乳幼児含む)	○	○ (併設短期入所は障害者総合支援法で指定)	むとべ翠光苑(福知山市)、府立桃山学園(伏見区)、府立舞鶴こども療育センター(舞鶴市)
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設	児童 (情緒障害)	○	—	るんびに学園(綾部市)、ももの木学園(京都市)
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護することを目的とする施設	児童	○	—	府立桃山学園(伏見区)、京都大和の家(精華町))
乳児院	乳児を入所させて、これを養育することを目的とする施設	乳幼児	○	—	平安徳義会乳児院、乳児院指慶園(西京区)
その他 共同生活援助施設(グループホーム)	主に夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活条の援助を行う事業所	障害者 (18歳以上)	○	○ (併設短期入所は障害児が利用することも可)	
参考 短期入所施設	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省で定める便宜を供与する事業所	障害者 障害児	—	○	